

# 欧州共同体の現行契約法の諸原則

## —第1章乃至第7章—

角 田 光 隆

### 目 次

1. 欧州共同体の現行契約法の諸原則の背景と概観
  - 1.1 欧州共同体の現行契約法の諸原則と共同体法の再検討
  - 1.2 欧州共同体の現行契約法の諸原則とグリーン・ペーパー
  - 1.3 欧州共同体の現行契約法の諸原則と共通の参照枠組みに関する第2次進捗状況レポート
  - 1.4 欧州共同体の現行契約法の諸原則と国際条約, 国際商事契約原則, 欧州契約法原則, 欧州契約法典案, ドイツ債務法現代化法, フランス債務法改正案, 欧州民事法典案
  - 1.5 欧州共同体の現行契約法の諸原則の概観
2. 欧州共同体の現行契約法の諸原則の翻訳

### 1. 欧州共同体の現行契約法の諸原則の背景と概観

#### 1.1 欧州共同体の現行契約法の諸原則と共同体法の再検討

2006年に公表された欧州共同体の消費者法概論は、消費者法に関する改正案を勧告した<sup>1</sup>。

まず、消費者法指令の間に見られた曖昧さと首尾一貫性の欠如を改善する

---

<sup>1</sup> Hans Schulte-Noelke (Ed.), EC Consumer Law Compendium—Comparative Analysis—Version of 12 December 2006, Prepared for the European Commission under Service Contract No. 12. 020100/ 04 / 389299: “Annotated Compendium including a comparative analysis of the Community consumer acquis”, p. 745ff.

ことや、消費者法指令にあった情報提供義務、撤回権、方式に関する相違点で、最低限充足条項と構成国に与えられていた選択条項の選択権に起因した相違点を改善することである。

したがって、消費者法の共通項を確定することが提案された。たとえば、消費者および事業者の定義、書面または持続的なデータ記憶媒体の定義、情報提供義務、撤回権、強行法規、法の選択条項である。

消費者共同体法の形式としては、横断的な措置が提案されている。この措置は特別な新しい指令の形式になる場合と、1971年の期間等に関する規則に類似した特別な規則の形式になる場合が考えられている。

以上のことを斟酌し、横断的な措置の構造として定義規定のほかに、一般原則、一般的情報提供義務、撤回権、不公正条項に関する諸規定の作成が提案されている。これらの場合は、欧州共同体の現行契約法の諸原則（Principles of the Existing EC Contract Law=Acquis Principles）に条文化されている。

## 1.2 欧州共同体の現行契約法の諸原則とグリーン・ペーパー

2007年に欧州委員会で採択された消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーは、3個の選択肢を検討課題として取り上げた<sup>2</sup>。

第1の選択肢は、垂直的アプローチである。第2の選択肢は、混合的アプローチである。混合的アプローチは、横断的アプローチと垂直的アプローチが結び付いたものである。後者は必要な場合だけに追加されるものである。第3の選択肢は、特別な立法活動を要しないことである。

横断的アプローチの典型例として2005年の不公正取引の規制に関する指令を取り上げて、横断的アプローチの内容を説明している。たとえば、消費者と専門業者の定義、一般原則、撤回権、売買を含む。このような内容の法律と並んで、タイムシェアリングなどの法律が存続するとする。これが混合的

---

<sup>2</sup> Commission of the European Communities, Green Paper on the Review of the Consumer Acquis, Brussels, 08. 02. 2007, COM (2006) 744 final, p. 7ff.

アプローチである。

グリーン・ペーパーにおいて公衆の意見を求めるために出されている質問事項は、横断的アプローチに関連するものである。たとえば、概念の定義、信義と公正な取引の原則、不公正約款、撤回権、契約上の救済手段、売買、製造業者の直接責任、商事保証などに関する質問事項である。

これらの内容を検討するために、欧州共同体の現行契約法の諸原則は役立つものであると評価できる。

### 1.3 欧州共同体の現行契約法の諸原則と共通の参照枠組みに関する第2次進捗状況レポート

共通の参照枠組みに関する第2次進捗状況レポートによれば<sup>3</sup>、共通の参照枠組みはまず消費者契約に関する共同体法に関連するものであるとする。

ただし、共通の参照枠組みの範囲に消費者契約法の部分は当然に含まれるとして、その他の個別的な分野や一般契約法の分野も含めるべきではないかという点が問われている。金融サービスにおける情報提供等の条件、金銭支払の遅滞、権利留保条項、一般契約法（形式要件、契約の有効性と解釈）の分野が意識されている。

共通の参照枠組みの作成においては、消費者共同体法に関連する部分が最も優先順位が高い。第2番目が消費者共同体法に直接関連する一般契約法の部分で、最後は消費者共同体法に関連する一般契約法の本質的部分である。

実体法上の問題として取り上げられているのは、消費者と専門業者の概念、不公正条項、契約前の情報提供、物の概念、引渡と引渡時、危険の移転、契約の適合性、契約に不適合である場合の救済手段の構造、契約の解除、発見された瑕疵の通知、撤回権の適用範囲、撤回権の行使期間・期限、消費者が損害賠償する場合における厳格責任と過失責任、損害賠償の範囲に関連する

---

<sup>3</sup> Commission of the European Communities, Report from the Commission, Second Progress Report on The Common Frame of Reference, Brussels, 25. 7. 2007, COM (2007) 447 Final, p. 2ff.

将来の利益の喪失と非金銭的損害、製造業者の責任、保険法上の申請者と保険者の開示義務と契約解除の期限、電子商取引における消費者が要請しなかった契約、電子商取引における撤回権と到達・送付・発信の概念、契約の内容と効果に関連する契約上の義務を生じさせる言明・契約条項・第三者のための約定、代理権に関連する代理人概念と直接代理・間接代理などであった。

共通の参照枠組みの構造については、現行の共同体法における契約法上の問題領域とこれに関連する一般契約法の問題領域の両者を含み、定義規定、定義とモデル・ルールの条文化、B 2 BとB 2 Cのルールの明確な区別が考えられている。

したがって、欧州共同体の現行契約法の諸原則は、前述した共通の参照枠組みの優先順位、実体法上の問題、構造の点から見て事態に適合的であると評価できる。

#### 1.4 欧州共同体の現行契約法の諸原則と国際条約、国際商事契約原則、欧州契約法原則、欧州契約法典案、ドイツ債務法現代化法、フランス債務法改正案、欧州民事法典案

EU諸国の契約法の諸原則を研究するために、国際条約、国際商事契約原則、欧州契約法原則、欧州契約法典案、ドイツ債務法現代化法、フランス債務法改正案、欧州民事法典案、構成国法、共同体法を取り上げてきた<sup>4</sup>。今後の研究において、欧州共同体の現行契約法の諸原則を含め、相互関係について明らかにしたいと考えている。

欧州共同体の現行契約法の諸原則は共同体法および構成国法から抽出された法原則から成り立っているが、先行する共通の法原則と言われている国際商事契約原則、欧州契約法原則、欧州契約法典案、欧州民事法典案と無関係

---

<sup>4</sup> 拙稿「EU諸国における契約法の諸原則に関する比較法的考察—契約の成立・解釈(1)」信州大学大学院法曹法務研究科『信州大学法学論集第7号』2006年12月、1頁以下。

なものではない。これらの法原則と趣旨が同じ諸規定も存在する。しかし、後述する第1章、第3章、第5章は特徴のある諸規定であって、第6章の契約条項の諸規定も詳しい内容を持っている。この点が欧州共同体の現行契約法の諸原則の優位性ではないかと考えている。

これらの国際条約や契約法の諸原則などを考慮した欧州私法共同ネットワークによる第1次草案である共通の欧州契約法原則（Common Principles of European Contract Law = CoPECL）の内容を注目したいと思う<sup>5</sup>。

### 1.5 欧州共同体の現行契約法の諸原則の概観

欧州調査研究グループ（Acquis Group）の活動の目的は共同体法自体から法原則を抽出して、構成国法から抽出された共通の法原則と結合させ、共同体法と構成国法とが両立できることを促進することである。

したがって、このような観点から、欧州調査研究グループは欧州共同体の現行契約法の諸原則を作成したのである<sup>6</sup>。

この契約法の諸原則は第1章乃至第7章を規定する。第1章は一般規定で、適用範囲、消費者と事業者の概念定義、通知と方式を含む。第2章は契約前の義務で、一般的義務、契約前の情報提供義務、入力誤りを防ぐ義務を含む。第3章は無差別に関連する規定で、一般的ルールおよび定義と救済手段を含む。第4章は契約の成立に関連する規定である。第5章は撤回に関連する規定で、行使および効果と特別な撤回権を含む。第6章は未交渉の契約条項に関連する規定で、適用範囲、契約条項の導入と解釈、契約条項の有効性を含む。第7章は債務の履行に関連する規定で、一般的義務と履行の方法を含んでいる。

---

<sup>5</sup> <http://www.copecel.org/>

<sup>6</sup> <http://www.acquis-group.org/>

Research Group on the Existing EC Private Law (Acquis Group), Principles of the Existing EC Contract Law (Acquis Principles), Contract I Pre-contractual Obligations, Conclusion of Contract, Unfair Terms, Sellier. European Law Publishers, 2007, p. 1ff.

## 2. 翻訳

### 欧州共同体の現行契約法の諸原則<sup>7</sup>

#### 第1章 一般規定

#### 第1節 適用領域

第1：101条 当該諸原則の適用領域と目的

- (1) 以下の諸原則とルールは、契約法の分野における欧州共同体の現行法を基礎として規定されている。
- (2) 当該諸原則とルールは、欧州共同体法の起草、置き換え、解釈の源として役立つ。
- (3) 当該諸原則とルールは、労働法、会社法、家族法、または、相続法の領域で適用されるために規定されていない。

#### 第2節 消費者と事業者

第1：201条 消費者

消費者とは、主としてこの人の事業活動の範囲外にある目的のために行動する自然人を意味する。

第1：202条 事業者

事業者とは、たとえこの人がこの活動の過程で利益を得ることを意図して

---

<sup>7</sup> <http://www.acquis-group.org/>

Research Group on the Existing EC Private Law (Acquis Group), Principles of the Existing EC Contract Law (Acquis Principles), Contract I Pre-contractual Obligations, Conclusion of Contract, Unfair Terms, Sellier. European Law Publishers, 2007, p. 1ff.

いないとしても、公的に所有されているか私的に所有されているのかにかかわらずなく、この人の自営業、仕事、または、専門的職業に関連する目的のために行動する自然人または法人を意味する。

#### 第1：203条 消費者法の強行的性格

(1) 別段の規定がない限り、消費者にとって不利で事業者と消費者の間に特別に適用されるルールから逸脱している契約条項は、消費者に対し拘束力がない。このことは、現に存在する紛争を解決する契約に適用されない。

(2) 第1項は、一方的約束に準用される。

### 第3節 通知と方式

#### 第1：301条 通知の手段

通知は、諸般の事情に適切な手段によって与えられる。

#### 第1：302条 電子通知

電子手段によって伝えられた通知が名宛人に到達するのは、この人が通知にアクセスできた時である。このルールは、事業者と消費者との間の関係において第1：203条の意味で強行規定である。

#### 第1：303条 方式の自由

別段の規定がない限り、法的取引において方式を守る必要がない。

#### 第1：304条 文書の方式

‘文書の方式’とは、この文書の中に含まれている情報を読み取ること、記録すること、確実な形で再現することを可能とするあらゆる支援を受けることによって、アルファベットまたはその他の解り易い文字で表現されてい

る文書を意味する。

第1：305条 持続的なデータ記憶媒体

‘持続的なデータ記憶媒体’とは、将来の参照のために情報の目的に副った相当な期間の間アクセスできるように受領者が情報を保存できるデータ記憶媒体で、この情報を変更なしに再現することを可能にさせるものを意味する。

第1：306条 書面

文書が永久にかつ直接判読できる文字で持続的なデータ記憶媒体に保存された場合には、持続的なデータ記憶媒体に文書の方式でなされた言明は、‘書面で’なされたものとみなされる。

第1：307条 署名

- (1) ‘手書きの署名’とは、確認のためにその人自身の手で書かれたその人の氏名またはその人を表す印を意味する。
- (2) ‘電子署名’とは、その他の電子データに添えられているかまたは論理的に結び付いている電子形式のデータで、確認の手段として役立つものを意味する。
- (3) ‘電子’とは、電気、デジタル、磁気、ワイヤレス、光、電磁石、または、類似の能力を持った技術に関連することを意味する。
- (4) ‘高次の電子署名’とは、以下の条件を満たした電子署名を意味する。
  - (a) それが署名者と独自の関連性を持っていること
  - (b) それが署名者を確認できること
  - (c) それが署名者の唯一のコントロールの下で維持できる手段を使って作られていること
  - (d) それがデータの事後の変更を見つけることができる方法に関連するデータに結び付いていること



## 第2章 契約前の義務

### 第1節 一般的義務

#### 第2：101条 信義則

契約前の取引において、当事者は信義則に従って行動しなければならない。

#### 第2：102条 正当な期待

契約前の取引において、事業者は、特に消費者の正当な期待を斟酌して行使されることが合理的に期待できる特別な技術と注意義務に従って行動しなければならない。

#### 第2：103条 信義則に反する交渉

- (1) 当事者は自由に交渉でき、合意に到達しないことに対して責任を負わない。
- (2) ただし、信義則に反して交渉を行いまたは継続しなかった当事者は、相手方に発生した損害に対して責任を負う。
- (3) 特に、当事者が合意に到達する真の意思を持たずに交渉に入りまたは継続した場合には、当事者は信義則に反して行動している。

### 第2節 契約前の情報提供義務

#### 第2：201条 物またはサービスに関する情報提供義務

契約を締結する前に、当事者は、諸般の事情に基づいて品質および給付に関する通常の水準を斟酌して、提供される物とサービスに関する相手方が合理的に期待できる情報を相手方に提供する義務を負担する。

#### 第2：202条 消費者に対する情報提供義務

- (1) 第2：201条に加えて、事業者が消費者に対して物またはサービスを販売する場合に、全ての諸事情および利用される通信手段の制限を十分に斟酌して、事業者は、平均的な消費者が所与の状況で契約を締結するの可否についての情報を受けた判断をするために必要な重要な情報を提供しなければならない。
- (2) 消費者が物またはサービスを購入することを可能にする商業通信手段を事業者が利用した場合に、商業通信手段の状況からすでに明らかでない場合には、以下の情報が消費者に対して提供されなければならない。  
一物またはサービスの主な特徴、事業者の住所および身元、引渡費用・税金・その他の費用を含む代金、撤回権が存在する場合には、撤回権  
一支払、引渡、給付、苦情処理に関する特殊性、これらは専門的な注意義務の要件から生じている場合である。

#### 第2：203条 不利な消費者に対する情報提供義務

- (1) 契約のために利用される技術手段、事業者と消費者の間の物理的な距離、または、取引の性質のために情報に関して重大な不利な立場に消費者を置く取引の場合に、事業者は諸般の事情において適切なものとして、物またはサービスの主な特徴、引渡費用・税金・その他の費用を含む代金、消費者が取引する事業者の住所および身元、契約条項、両契約当事者の権利および義務、利用可能な救済手続きに関する明瞭な情報を提供しなければならない。この情報は、どんなに遅くとも契約締結時に提供されなければならない。
- (2) より特殊な情報提供義務が特殊な事情のために履行される場合に、この義務は第1項に基づく一般的な情報提供義務に優先する。

#### 第2：204条 リアルタイムの通信における情報提供義務

- (1) 消費者とリアルタイムの遠距離通信を開始した場合に、事業者は最初に身元と契約の取引上の目的に関して明瞭な情報を提供しなければならない。

- (2) リアルタイムの遠距離通信は、電話とインターネット・プロトコルを介した音声およびインターネット・リレイ・チャットのような電子手段を含む。
- (3) 事業者は、消費者が第1項で要求された情報を受領したという証明責任を負担する。

## 第2：205条 電子手段による契約の成立

- (1) 契約が電子手段によって締結される場合に、相手方が申込を行いまは申込を承諾する前に、事業者は使用されている契約条項の参考文献を提供しなければならない。これは文書の方式で利用可能なものでなければならない。本規定は強行規定である。
- (2) 契約が電子手段によっておよび別個の通信なしに締結される場合に、相手方が申込を行いまは申込を承諾する前に、事業者は以下の情報を提供しなければならない。
  - (a) 契約を締結するためにどんな技術的な手段が採られなければならないのか
  - (b) 締結された契約書は事業者によって整理・保管されるのか否か、および、契約書にアクセスできるのか否か
  - (c) 入力 of 誤りを確認して訂正する技術的手段
  - (d) 契約の締結のために提供される言語

本項は、事業者と消費者との間の関係において第1：203条の意味で強行規定である。

## 第2：206条 情報の明瞭さと方式

- (1) 事業者課せられた情報を提供する義務は、その情報が明瞭かつ正確でなく、平易かつ理解可能な言葉で表現されていない限り履行されていない。
- (2) 消費者と事業者の間で締結された隔地者間の契約の場合に、物またはサービスの主な特徴、引渡費用・税金・その他の費用を含む代金、消費者

が取引する事業者の住所および身元、契約条項、両契約当事者の権利と義務、利用可能な救済手続きに関する情報は、特定の場合に適切なものとして、契約締結時に書面で確認される必要がある。

- (3) 情報の提供のためのより特殊な方式が特殊な場合のために規定されている場合に、この方式は第1項および第2項に基づく一般的条件に優先する。別段の規定がない限り、受領者が合理的にアクセスできるならば、書面は、持続的なデータ記憶媒体による別の文書の方式に換えることができる。
- (4) 特定の方式を遵守しないことは、情報提供義務の違反と同じ効果を持つ。

## 第2：207条 情報提供義務の違反に対する救済手段

- (1) 消費者が撤回権を持つ契約の締結前に、前述した第2：203条乃至第2：205条に基づいて、事業者が情報を消費者に提供することを要求された場合に、撤回期間は、この情報のすべてが提供された時に開始する。ただし、このルールは、契約の締結時から数えて1年を超えて撤回期間の終期を延長するものではない。
- (2) たとえ契約が締結されなかったとしても、第2：201条乃至第2：206条に基づく義務の違反によって、相手方は信頼損害の賠償を請求できる。第8章が準用される。
- (3) 当事者が第2：201条乃至第2：206条に基づく義務に従わずに契約が締結された場合に、この契約は、相手方が情報の欠如または不正確さの結果として合理的に期待できる義務を含む。第8章に基づいて提供される救済手段は、これらの義務の不履行に適用される。

## 第3節 入力誤りを防ぐ義務

### 第2：301条 入力誤りの訂正

- (1) 電子手段によってかつ別個の通信なしに契約を締結する便宜を提供する事業者は、相手方が申込を行いまは申込を承諾する前に、入力誤りを

確認して訂正する適切な、効果的な、アクセスできる技術的手段を相手方に利用できるようにしなければならない。このルールは、事業者と消費者との間の関係において第1：203条の意味で強行規定である。

(2) 第2：207条が準用される。

### 第3章 無差別

#### 第1節 一般ルール／定義

##### 第3：101条 契約法における無差別の原則

性、人種の起源、または、民族的起源に基づくいかなる差別も禁止される。

##### 第3：102条 差別

(1) 差別とは、以下のような意味である。

1. 他の方が比較可能な状態で現に扱われている、今までに扱われてきた、または、これから扱われるよりも、ある者が好意的に扱われない状態
2. 明らかに中立的な規定、基準、または、慣例が、他の人と比較した場合に、特定の特徴を持った人を特定の不利益な立場に置く状態

(2) 差別は、以下のようなものも含む。

1. 人の尊厳を侵害し、威嚇的な敵意のある墮落させる屈辱的なまたは攻撃的な環境を作り出し、または、そうすること（ハラスメント）を目的とする望まれていない行為、または、
2. すべての形式の望まれていない物理的な行為、言葉による行為、言葉によらない行為、または、性的な性格を持った心理的な行為であって、人の尊厳を侵害し、または、そうすることを目的とするもので、特にそのような行為が威嚇的な敵意のある墮落させる屈辱的なまたは攻撃的な環境を作り出す場合（セクシュアル・ハラスメント）である。

(3) 差別するいかなる指図も差別になる。

### 第3：103条 例外

正当な目的によって正当化されている不平等な扱いが差別にならないのは、その目的を達成するために使われる手段が適切で必要な場合である。

## 第2節 救済手段

### 第3：201条 救済手段

- (1) 住宅を含めて、公衆にとって利用可能な物またはサービスに対するアクセスを提供し、その物またはサービスを供給する契約との関係で、性、民族的起源または人種的起源に基づいて差別される者は、補償を要求することができる。
- (2) 適切な場合には、差別された者は、差別行為の結果を取り消すため、または、将来の差別を防止するために適した他の救済手段を要求することができる。

### 第3：202条 救済手段の内容

- (1) 第3：201条第1項に基づく補償は、金銭的および非金銭的損失に対する損害賠償を含む。
- (2) 非金銭的損失に対する損害賠償額および第3：201条第2項に基づいて与えられる救済手段は、損害に対して釣り合っていないなければならない。救済手段の抑止的効果を斟酌することができる。

### 第3：203条 証明責任

- (1) 第3：201条第1項で規定された理由の1つに基づいて自分自身が差別されていると考えた者が、裁判所または他の権限ある機関において、そのような差別があったと推定される事実を証明した場合に、無差別の原則の違反がなかったと証明することは相手方が負担する。
- (2) 第1項は、裁判所または他の権限ある機関がその事件の事実を調査する

手続きに適用されない。

#### 第4章 契約の成立

##### 第4：101条 当事者間の合意

当事者が法的に拘束力のある意図を持っていて、十分な合意に達した場合には、契約が締結される。

##### 第4：102条 契約の締結

- (1) 契約は、以下の規定に従って申込に対する承諾によって締結することができる。
- (2) 契約の締結の過程が申込と承諾に分析することができない場合に、本章のルールが準用される。

##### 第4：103条 申込；公の発言

- (1) 提案が申込になるのは、
  - (a) 相手方が提案を承諾するならば、その提案が結果として契約になることが意図されている場合、および
  - (b) その提案が契約を成立させるために十分に明確な条項を含んでいる場合である。
- (2) 申込は、1人または2人以上の特定の者または公衆に対して行うことができる。
- (3) 広告またはカタログにおいてまたは物の陳列によって事業者によってなされた特定の代金での物またはサービスを供給する提案は、諸般の事情によって別のことが示されない限り、物の在庫またはサービスを供給する事業者の能力が尽きるまで、その代金で売却または供給する申込と扱われる。

##### 第4：104条 不招請の物またはサービス

事業者が不招請の物またはサービスを消費者に引き渡した場合に、消費者が応答しないことから義務は発生しない。

#### 第4：105条 契約当事者による契約前の言明

契約の締結前に事業者が供給する物またはサービスの特殊な性質について述べたいかなる公の発言も、契約に基づいて拘束力がある。ただし、以下の場合を除く。

- (a) 契約が締結された時に、その発言が不正確であることを相手方が知っていたかまたは合理的に斟酌して知っていたはずである場合
- (b) 契約を締結する相手方の決定がその発言によって影響を受けることがあり得なかった場合
- (c) その発言が契約の締結時までに訂正された場合

#### 第4：106条 第3者による契約前の発言

第4：105条は生産者、生産者と最終消費者との間の事業系列内の他の者、あるいは、事業のためにサービスまたは物を広告または販売する者が述べた公の発言にも適用される。ただし、事業者がその発言を知らなかった場合および合理的に斟酌してその発言を知りえなかった場合を除く。

#### 第4：107条 一方的約束の拘束力

- (1) 有効な一方的な約束または取決めがこれを述べた者に拘束力があるのは、その約束または取決めが承諾なしに法的に拘束力があると意図されていた場合である。
- (2) 一方的な約束に拘束力がある場合に、特定の者を保護する契約法の諸規定は、その者のために適用される。

#### 第4：108条 受領の確認

- (1) 電子手段によってかつ別個の通信なしに契約を締結する便宜を提供した



事業者は、電子手段によって申込の受領または相手方による承諾を確認しなければならない。

- (2) たとえ契約が締結されなかったとしても、第1項に基づく義務の違反によって相手方は信頼損害の賠償を請求できる。
- (3) 事業者が第1項に基づく義務に従わずに契約が締結された場合に、不履行に対する救済手段の諸規定は、この不履行に適用される。
- (4) 第1項乃至第3項は、事業者と消費者との間で第1：203条の意味で強行規定である。

## 第5章 撤回

### 第1節 行使と効果

#### 第5：101条 強行的性格

当事者が制定法上の契約撤回権を持つ場合に、本節の諸規定は強行規定として適用される。

#### 第5：102条 撤回権の行使

撤回は、有効となるために権利者から相手方に対して伝達されなければならない。理由を述べる必要はない。契約の目的物を返すことは、黙示の撤回と考えられる。

#### 第5：103条 撤回期間

- (1) 別段の規定がなければ、撤回権は、契約が締結された後でかつ第5：104条に基づく権利の通知がなされた後の14日以内で、契約が締結された後の1年より遅くない時期に行使されなければならない。契約の内容が物の引渡である場合に、その期間は物の受領後14日間より早く経過することはない。

(2) 撤回の通知は、この期間内に発信されていれば時宜を得ている。

#### 第5：104条 撤回権の通知

権利者は、相手方から撤回権に関する合理的な通知を受領しなければならない。当該通知は適切に権利者の注意を喚起するものでなければならない。持続的なデータ記憶媒体における文書の方式でかつ平易な理解可能な言葉で撤回権、撤回期間、撤回が伝達されなければならない者の氏名と住所に関する情報を提供するものでなければならない。

#### 第5：105条 撤回の効果

- (1) 契約の撤回は契約を履行する債務を終了させる。各当事者は自分自身の費用で相手方に契約に基づいて受領したものを返還しなければならない。ただし、契約が権利者のために別段のことを定めている場合を除く。撤回する当事者は他のいかなる費用も支払う義務を負わないし、撤回権の行使によって他のいかなる責任を負担することもない。相手方は撤回した当事者から受領した支払金を無料でかつできるだけ早く、どんな場合でも撤回が有効となった後の30日より遅れることなく返還しなければならない。
- (2) 契約を撤回する当事者は、合理的な注意を払っているならば、受領した物に対する損害に対して責任を負わない。同じ当事者は、検査および試験によって生じた受領した物の価値の減少に対して責任を負わない。同じ当事者は、受領した物の通常の利用から生じた価値の減少に対して責任を負う。ただし、その当事者が撤回権に関する合理的な通知を受領しなかった場合を除く。

#### 第5：106条 連結契約

- (1) 消費者が事業者による物またはサービスの供給に対して契約の撤回権を行使した場合に、撤回の効果は、いかなる連結契約にも及ぶ。
- (2) 契約が客観的に経済単位を形成している場合に、契約は連結している。

- (3) 契約が部分的にまたは排他的に信用契約によって融資されている場合に、これらの契約は特に以下の場合に経済単位を形成する。
1. 物またはサービスを供給する事業者が消費者の弁済に対し融資している場合、または、
  2. 信用の供給者が信用契約の成立のために物またはサービスの供給者を利用している場合、または、
  3. 信用契約がこの信用によって融資される特殊な物またはサービスに関連している場合、および、両方の契約の間のこの連結が物またはサービスの供給者によってまたは信用の供給者によって提案されていた場合、ただし、他の諸事情によってこれらの2つの契約が経済単位を形成しないことが示されている場合を除く。
- (4) 第5：105条は連結契約に準用される。
- (5) 第1項は信用契約の撤回の効果を、代金が事業者のコントロールの範囲外にある金融市場の変動に依存する物またはサービスに関する契約で、撤回期間の間に生じうるその契約に及ぼすことはない。

## 第2節 特定の撤回権

### 第5：201条 営業所から離れて交渉された契約

- (1) 消費者の申込または承諾が営業所から離れて表示された場合には、事業者が金融サービスを含む物またはサービスを供給する契約を消費者が撤回できる。
- (2) 事業者が契約を締結するために遠距離通信手段を排他的に利用しなかった場合に、第1項は、消費者が少なくとも法定の最低金額を支払う義務のある契約だけに適用される。
- (3) 第1項は以下の契約に適用されない。
  - (a) 自動販売機または自動商業店舗によって締結された契約
  - (b) 公衆電話の利用によって遠距離通信の運営者と締結された契約

- (c) 不動産の建設または売買のために締結された契約、または、テナント契約を除いて、その他の不動産権に関連する契約
  - (d) 消費者の家、住居、勤務場所に決まった配達人によって供給される毎日の消費のために意図された食品、飲み物、または、その他の物に関する契約
  - (e) 遠距離通信手段によって締結されたが、しかし事業者によって経営される組織的な遠距離売買またはサービスの供与に関する機構の範囲外にある契約
  - (f) 撤回期間の間に生じる可能性があつて、事業者のコントロールの範囲外にある金融市場における変動に代金が依存する物またはサービスに関する契約
  - (g) 競売で締結された契約
  - (h) 1ヶ月間よりも短い期間の旅行・荷物保険または類似の短期の保険
- (4) 事業者が契約を締結するために遠距離通信手段を排他的に利用した場合に、第1項は以下の契約にも適用されない。
- (a) 宿泊、運送、配膳、または、レジャーサービスに関する契約で、事業者が契約締結時にこれらのサービスを特定の日または特定の期間内に供給することを引き受けた場合
  - (b) 金融サービスとは異なったサービスを供給する契約で、消費者の明白なかつ情報を受けた後の要求に基づいて、第5：103条第1項で規定されている撤回期間の終了前に履行が開始した場合
  - (c) 消費者の指定に合わせて作られた物、または、明らかに個人的な物、または、物の性質のために返還できないかあるいは急速に悪化または消滅しやすい物に関する契約
  - (d) オーディオまたはビデオレコードまたはコンピューターソフトウェアに関する契約で、
    - (1) 消費者によって封を切られたもの、
    - (2) 電子手段による供給の場合には、永久に使用するためにダウンロード

ドまたは再生産できるもの

- (e) 新聞、定期刊行物、雑誌に関する契約
  - (f) ゲームおよび宝くじサービスに関する契約
- (5) 金融サービスに関して、消費者の明白なかつ情報を受けた後の要求に基づいて、消費者が撤回権を行使することを主張する前に、両当事者によって完全に履行された契約にも第1項は適用されない。

第5：202条 タイムシェアリング契約

- (1) 事業者とのタイムシェアリング契約に基づいて消費者に不動産を利用させる権利を取得した消費者は、この契約を撤回することを要求できる。
- (2) 消費者が第1項に基づいて撤回権を行使した場合に、契約に基づいて消費者は、以下のような費用の償還を要求できる。
  - (a) 契約の締結および契約の撤回の結果として生じた費用、また
  - (b) 第5：103条第1項において規定されている期間の終了前に充足されなければならない方式に対応した費用、また
  - (c) 合理的かつ適切な費用、また
  - (d) 契約で明白に言及された費用、また
  - (e) 当該費用に関する適用可能なルールに準拠する費用

第2：207条第1項に基づく撤回権を行使した場合に、消費者は費用を償還する義務を負わない。

- (3) 消費者が撤回権を行使できる期間の間に、事業者は消費者が支払う前払金を要求または受領してはならない。

## 第6章 未交渉の契約条項

### 第1節 適用領域

#### 第6：101条 対象

- (1) 以下の諸規定は、標準契約約款を含めて、個別的に交渉されなかった契約条項に適用される。
- (2) あらかじめ特に事前に作成された標準契約の一部として起草されていたので、相手方が契約条項の内容に影響を与えることができなかった場合に、一方当事者（利用者）によって付与された契約条項は個別的に交渉されていない。事業者と消費者との間の契約において、契約条項が第三者によって起草された場合に、事業者は利用者であると考えられる。ただし、消費者がそれらの契約条項を契約に導入した場合を除く。
- (3) 標準契約約款は、いろいろな当事者を含む幾つかの取引にとってあらかじめ作成された約款で、当事者によって個別的に交渉されなかったものである。
- (4) 利用者は、標準約款が個別的に交渉されたという要求のための証明責任を負担する。

### 第2節 契約条項の導入と解釈

#### 第6：201条 個別的に交渉されていない契約条項を知っていること

- (1) 個別的に交渉されなかった契約条項は、それらの契約条項を知らなかった当事者に拘束力がある。ただし、契約が締結される以前または契約が締結された時に、その利用者がそれらの契約条項に対して相手方の注意を引く合理的な手段を採った場合だけである。
- (2) 相手方が契約書面に署名していたとしても、契約書面の中で単に契約条項について言及しているだけでは、契約条項に相手方の注意を適切に喚起

していない。

- (3) 契約が電子手段によって締結される場合に、契約条項は相手方に拘束力がない。ただし、その利用者が契約条項を文書の方式で相手方に利用させた場合を除く。
- (4) 消費者は、契約の締結前に知る実際の機会を持たなかった契約条項に拘束されない。

#### 第6：202条 交渉された契約条項を優先すること

個別的に交渉された契約条項は、そうでない契約条項に対して優先する。

#### 第6：203条 契約条項の解釈

- (1) 契約条項の意味が明らかなでない場合に、その契約条項は、これを付与した当事者の不利に解釈される。
- (2) 第1項は、特定の契約条項の利用に対する差止命令に関する集団的訴訟手続きに適用されない。

#### 第6：204条 標準契約の衝突

- (1) 申込と承諾が衝突する標準契約約款に係る部分を除いて、当事者が合意に達した場合に、契約はそれでも成立する。標準契約約款は、内容的に共通している限り契約の一部を形成する。
- (2) ただし、契約が成立しないのは、一方の当事者が
  - (a) あらかじめ、明瞭に、標準契約約款に拠らずに、第1項に基づいて契約に拘束されることを意図しないことを示した場合、または、
  - (b) 遅滞なく、相手方にその意思を知らせた場合である。

### 第3節 契約条項の有効性

#### 第6：301条 契約条項の不公平さ

- (1) 個別的に交渉されなかった契約条項が不公平であると考えられるのは、その契約条項が信義則の条件に反して契約に基づく当事者の権利と義務に重大な不釣合いを作り出すことによって相手方を不利な立場に置いた場合である。集団的訴訟手続きに関する諸規定を侵害することなく、契約条項の不公平さを評価する場合には、契約に基づいて提供される物またはサービスの性質、契約の締結中に支配的なすべての諸事情、契約のその他の条項のすべて、当該契約が依存する他の契約のすべての条項を斟酌しなければならない。
- (2) 個別的に交渉されなかった事業者間の契約条項が不公平であると考えられるのは、その契約条項を利用することが良い取引慣行から非常に逸脱している場合だけである。

#### 第6：302条 契約条項の透明性

個別的に交渉されない契約条項は、平易な理解可能な言葉で起草されて、伝達されなければならない。

#### 第6：303条 不公平審査の範囲

- (1) 制定法上の諸規定、あるいは、構成国が当事者であるかまたは特に運送領域において欧州連合が当事者である国際条約に基づく契約条項は、不公平審査を受ける必要がない。
- (2) 平易なかつ理解可能な言葉で起草されている契約条項にとって、不公平審査は契約の主要な内容の定義、または、支払われる代金の相当性に及ばない。

#### 第6：304条 不公平な契約条項のリスト

以下のものは、当該契約条項が個別的に交渉されなかった場合に事業者と消費者との間の契約において不公平な契約条項の非網羅的なリストである。

契約に基づいて生じた紛争のすべてに関する排他的な裁判管轄を事業者が



定住している場所の裁判所に与える契約条項

第6：305条 不公平な契約条項の指定リスト

- (1) 契約条項が個別的に交渉されていなかった場合に、以下のものは、事業者と消費者との間の契約において不公平であると見なすことができる契約条項の指定された非網羅的リストである。このリストは以下のような契約条項を含む。
- (a) 事業者の作為または不作為によって消費者に生じた死亡または人身傷害に対する事業者の責任を排除または制限する契約条項
  - (b) 事業者による不履行に関して事業者または第3者に対して消費者が利用できる相殺権を含む救済手段を不適切に排除または制限する契約条項
  - (c) その実現が事業者の意思だけに依存する条件に服する消費者に契約の拘束力を与える契約条項
  - (d) 消費者が逆の状態です事業者から同等の金額の補償を受領することを定めることなく、消費者が契約の締結または履行を決定しなかった場合に、事業者が消費者によって支払われた金銭を保持することを許容する契約条項
  - (e) 自分の債務を履行しない消費者に不釣合いに高額な損害賠償金を支払うことを要求する契約条項
  - (f) 同じ権利を消費者に与えることなく自由に契約の撤回または終了に関する権利を事業者に与える契約条項、または、事業者が契約を撤回しまたは終了させる場合にまだ供給されないサービスに対して支払われる金銭を保持する権利を事業者に与える契約条項
  - (g) 事業者が合理的な通知なしに不特定の期間の契約を終了することができる契約条項、ただし、そうすることの重大な理由がある場合を除く。このことは正当な理由が存在する場合に金融サービス契約における契約条項に影響を与えない。ただし、その供給者が1人または複数の他の契約当事者に直接的にそのことを知らせることを要求された場合である。

- (h) 契約条項が不合理に早い期限を設けている場合に、消費者が別段の指示をしなかったならば、自動的に特定の期間の契約を延長する契約条項
- (i) 事業者が契約に定められている正当な理由なしに一方的に契約条項を変更することができる契約条項、このことは正当な理由が存在する場合に金融サービスの供給者が通知なしに消費者が支払うまたは消費者に対して支払われる利息の利率を、または、金融サービスのための他の負担金を変更する権利を保持する契約条項に影響を与えない。ただし、その供給者が消費者に最も早い機会に知らせることを要求された場合と消費者が自由に直接的な効果を持って契約を終了させることができた場合である。同様にそのことは不特定の期間の契約の諸条件を一方的に変更する権利を事業者が保持する契約条項に影響を与えない。ただし、事業者が消費者に合理的な通知で知らせることを要求された場合と消費者が自由に契約を終了させることができた場合である。
- (j) 事業者が供与される物またはサービスの特徴を一方的に正当な理由なしに変更することができる契約条項
- (k) 物の代金が引渡時に決定されなければならないことを定める契約条項、または、増額された代金が契約締結時に合意された代金との関係で非常に高い場合に、消費者に契約の撤回権を与えることなく事業者に代金の増額をすることを許容する契約条項、このことは代金物価スライド条項—これが適法であれば—に影響を与えない。ただし、代金を変更する方法が明瞭に規定されている場合である。
- (l) 供給された物またはサービスが契約に適合しているのか否かを決定する権利を事業者に与える契約条項、または、事業者に契約のどんな条項も解釈する排他的な権利を与える契約条項
- (m) 代理人が引き受けた約束を尊重する事業者の義務を制限する契約条項、または、特定の方式に従うことを条件としてその約束を行う契約条項
- (n) 事業者が自分の義務を履行しない場合に、消費者が自分の義務のすべてを履行する義務を負う契約条項

- (o) 事業者が消費者の同意なしに契約に基づく事業者の権利と義務を移転することを許容する契約条項、ただし、このことが消費者にとって有用な担保を減少させうる場合である。
- (p) 特に消費者を法律規定によって含まれない仲裁手続きに関係させることによって、消費者にとって有用な証拠を不当に制限することによって、または、証明責任を消費者に転嫁することによって、法的手続きを行いまたはその他の救済手段を行使する消費者の権利を排除または妨げる契約条項
- (2) 第(g)号、第(i)号、第(k)号は以下のものに適用されない。
- 一代金が事業者のコントロールを越えた株式取引所の相場または指標あるいは金融市場のレートの変動に結び付いている場合に、譲渡証券、金融証券、およびその他の製品またはサービスの取引
- 一外国通貨、旅行者用小切手、または、外国通貨建ての国際送金為替の売買に関する契約

#### 第6：306条 不公平な契約条項の効果

- (1) 不公平な契約条項は、これを提供しなかった当事者に拘束力がない。
- (2) 契約が不公平な契約条項なしに維持できる場合に、その契約は依然としてその他の点で当事者に拘束力がある。

### 第7章 債務の履行

#### 第1節 一般的義務

#### 第7：101条 履行義務

- (1) 債務者は信義則に従って債務を履行しなければならない。
- (2) 特に消費者の正当な期待を考慮して行使されることを合理的に期待される特別な技術と注意義務によって、事業者は債務を履行しなければならない

い。

#### 第7：102条 権利の行使における信義則

債権者は、信義則に従って給付に対する権利および不履行に対する救済手段を行使しなければならない。

#### 第7：103条 誠実義務

債務がその性質上債務者に債権者の諸事情を管理することを要求する場合に、債務者は、その諸事情に関連した債権者の利益を十分に斟酌しなければならない。

#### 第7：104条 協力義務

債務の履行にとって合理的に期待できる限り、債務者と債権者は互いに協力しなければならない。

### 第2節 履行の方法

#### 第7：201条 履行時

- (1) 契約が履行時を定めていなかった場合に、債務者は不当な遅滞なく履行しなければならない。
- (2) 当事者が別段の合意をしなかった場合に、事業者は、契約の締結後30日より遅くならず、隔地者間で締結された契約に基づいて負担した債務を履行しなければならない。
- (3) 事業者が消費者から受領した金銭を返済しなければならない場合に、この返済はできるだけ早く実行されなければならないが、どんな場合でも返済義務が発生した後の30日より遅くならず実行されなければならない。
- (4) 相互の債務の履行の順序が債務を定める契約条項から別な方法で決定できない場合に、債務が同時に履行できる限り、諸般の事情によって別段の

ことが示されなければ、当事者は同時に履行する義務を負担する。

第7：202条 履行地

- (1) 債務の履行地が債務を定める契約条項から別な方法で決定できない場合に、その履行地は、
  - (a) 金銭債務の場合には、債権者の営業地
  - (b) その他の債務の場合には、債務者の営業地である。
- (2) 前項の目的のために、
  - (a) 当事者が営業地を2個以上持っている場合に、営業地は、債務と最も密接な関係を持っている場所である。また、
  - (b) 当事者が営業地を持っていない場合、または、債務が営業の対象と関連しない場合には、常居所が代わりとなる。
- (3) 第1項が適用される場合において、債務が発生した時以後に営業地または常居所が変更したことによって、当事者が履行に付随的に生ずる費用の増加を生じさせた場合には、その当事者がその増加額を負担しなければならない。